

議事日程 (1)

平成29年3月6日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第3号 芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

第5 議案第4号 芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第5号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第6号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第7号 芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第8号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第9号 芦屋町制度融資基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第10号 芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第11号 芦屋町社会体育施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第12号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第13号 芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第14号 地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更について

第16 議案第15号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について

第17 議案第16号 地方独立行政法人芦屋中央病院中期計画の一部変更について

第18 議案第17号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

第19 議案第18号 平成28年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)

第20 議案第19号 平成28年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

- 第21 議案第20号 平成28年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第21号 平成28年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第22号 平成28年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第23号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第25 議案第24号 平成29年度芦屋町一般会計予算
- 第26 議案第25号 平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成29年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第31 議案第30号 平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第32 議案第31号 平成29年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第33 請願第1号 「被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願書

【 出 席 議 員 】 （12名）

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 （なし）

【 欠 員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭

企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 2名

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

おはようございます。

先日お配りしておりました議案関係の議案第24号、平成29年度芦屋町一般会計予算155ページの一部に金額の記載誤り及び条例等の改正議案の新旧対照表の45ページに一部記載の誤りがありましたことに対しまして、おわび申し上げます。今後このような間違いがないように十分注意をまいります。大変御迷惑をおかけし、申しわけございません。

.....

午前10時00分開会

○議長 小田 武人君

それでは直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成29年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

日程第1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月6日から3月16日までの11日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、2番、松岡議員と10番、川上議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さんおはようございます。

平成29年芦屋町議会第1回定例会の議案上程前に、平成28年芦屋町議会第4回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

まず1点目は、第51回遠賀・中間地区農業祭についてです。

12月4日、岡垣サンリーアイで北九州農業協同組合及び中間市・遠賀郡4町の主催により、遠賀・中間地区農業祭が行われ、多くの来場者でにぎわいました。「おいしさは金メダル級！遠賀・中間の農の恵み」をテーマに、さまざまなイベントが企画されました。

あいにく当日は、残念ながらのお天気となりましたが、会場では、餅まきや農産加工品の販売コーナーのほか、農業祭品評会で出品された野菜や果物などを、青果市場のプロの競り人が模擬競り販売するなど、消費者の皆さんとふれあいながら遠賀・中間地域の新鮮な農作物を提供することができました。

2点目は、民生委員・児童委員の一斉改選の結果についてです。

民生委員・児童委員は、住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを役割とし、その任期は3年でございます。

昨年12月の任期満了に伴って一斉改選を行った結果、自治区長などの御尽力により、32名の定数のうち28名の方々が就任され、改選前に比較して3名増員することができております。今後とも民生委員・児童委員の確保に努め、住民の皆さんの安全や安心、地域福祉の向上に邁進してまいります。

3点目は、消防出初め式についてです。

新春恒例の遠賀郡消防合同出初め式が1月8日、遠賀郡4町の消防団員と遠賀郡消防本部の参加のもと、遠賀町遠賀体育センターで開催されました。

あいにく当日は、雨により、グラウンドでの活動展示はできませんでしたが、芦屋町からは、団長以下70名が参加し、厳粛な雰囲気の中で、表彰伝達、来賓等の祝辞が行われました。今後とも安全安心な町づくりへ向けて、より一層防災防火意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

4点目は、成人式の開催についてです。

1月8日、町民会館で第64回芦屋町成人式をとり行い、「いろいろなことにチャレンジして経験を積み重ねていくことが、大きなことの達成につながります。小さくてもぜひ行動を起こしてください。」と、祝辞を述べさせていただきました。当日参加の新成人136名の門出を、議員、恩師、そして地域の皆さんが参列、お祝いし、新成人は力強い一步を踏み出したものと存じます。

5点目は、貨物船トンダ号の船体傾斜事故についてです。

平成29年1月11日午後3時5分ごろ、岡垣町沖合を航行中の貨物船トンダ号が、荷崩れのために緊急入域する旨、第7管区海上保安本部に通報があり、岡垣町矢矧川沖約500メートル付近の浅瀬に乗り上げ座礁しました。

船主手配のサルベージ業者により、周辺海岸の廃油除去や監視作業を続けていましたが、2月15日から撤去作業が実施され、2月16日0時30分ごろ、北九州市若松区の響灘西4号岸壁に着岸しました。今後、貨物船は、スクラップにされる予定で、油等の流出に関しましては、保険会社と協議が進められると聞いております。

6点目は「第1回福岡ご当地さわらサミット2017 in 芦屋町」の開催についてです。

2月25日、26日の2日間、ボートレース芦屋で「第1回福岡ご当地さわらサミット2017 in 芦屋町」を開催しました。芦屋の海で年間を通してとれるサワラに着目し、ふるさと財団の地域再生マネジャー事業の支援のもと、地域資源として地産・地消やブランド化への検討を進めた結果、投票方式のグルメイベント「さわらサミット」を開催することになりました。

来場者は2日間で9,000人を超え、エントリー店11店舗とオープン参加の遠賀漁協や食生活改善推進会、包括的地域連携協定の九州女子大学・九州女子短期大学のそれぞれ自慢のグルメは、2日間とも全て完売で、予定を上回る約7,900食が提供されました。多くの皆さんが各店舗こだわりのグルメを堪能されたことと思います。

また、2月27日から3月19日までの期間限定で、町内12店舗で「さわらフェア」を開催しています。各個店でゆったりとした雰囲気の中で、それぞれのこだわりが詰まったサワラグルメをぜひ御堪能していただきたいと思います。今後もサワラの魅力を地域内外に発信し、特産品開発や販路開拓、後継者の育成につなげるとともに、芦屋ブランドの一つになるよう取り組んでいきたいと考えています。

7点目は、公共施設等総合管理計画及び町営住宅長寿命化計画の素案に係るパブリックコメントについてです。

2月1日から28日まで、公共施設等総合管理計画及び町営住宅長寿命化計画の素案に係るパブリックコメントを実施しました。前者は、公共施設を中長期的な視点で効率的かつ効果的に整備・維持管理するための基本方針を定めるもので、後者は10年計画の中間年として、計画の見直しを行うものです。

今後は、それぞれの策定委員会から、パブリックコメントの意見等も踏まえ答申が行われた後、成案化への手続を進め、3月中に決定する予定です。

8点目は、新病院の院外薬局のプレゼンテーション結果についてです。

芦屋中央病院では、昨年12月19日から新病院の院外薬局について公募を行い、企画提案書の受け付けを1月30日に締め切りました。応募事業者は14者あり、1次審査で5者を選出し、2次審査として2月22日にプレゼンテーションを実施しました。その結果、第1候補者から第3候補者までが決まりました。

今後病院では、第1候補者と契約内容の協議を行い、3月中に契約事業者を決定する予定です。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、議案第3号から日程第33、請願第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

平成29年芦屋町議会第1回定例会の開催に際しまして、予算案を初めとする諸議案の審議をお願いするに当たり、新年度の行政運営方針並びに主な施策をお示しし、議員各位並びに住民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は町長に就任して以来、これまでもいくつものビジョンを掲げ、その実現に向かって全力で取り組んでまいりました。3期目のマニフェストでは「未来のために全力で」を基本理念に、10項目の戦略を掲げ取り組んでいます。これら戦略の実現につきましては、議員各位や住民の皆さんの意見を伺いながら、総合振興計画の中で着実に進めてまいります。

28年度を振り返りますと、施設整備では、中央公園のリニューアル事業により、新たに大型複合遊具や健康遊具のほか、パーゴラやベンチを設置するなど、地域の憩いの場としての整備が

完了します。4月のオープンには、住民の皆さんとともに桜の記念植樹も予定しています。また夏井ヶ浜周辺では、釜風呂跡地に芝生広場や植栽、駐車場などが整備されます。この土地は、平成13年に山田輝香さんから御寄附いただいたもので、この整備により、山田さんのお気持ちに応えることができたかと思えます。展望台からは青い水平線と、夏には、ハマユウ自生地の真っ白な花、冬には山田さんが切望されていた椿の花が見られる絶好のスポットとなりますので、町内外の皆さんにもぜひ足を運んでいただき、交流人口の増につながることを期待しております。

イベント関係につきましては、芦屋町の魅力を発信する一大事業である「あしや砂像展2016」を開催し、「宇宙」をテーマに県内外から約4万人もの入場者がありました。海外プロ彫刻家6人が制作した世界最高レベルの作品の精巧さと迫力に、多くの皆さんが砂像の魅力を感じていただいたものと思えます。

芦屋釜の里では、京都の茶道、表千家家元へ、家元直筆の書画をデザインした茶の湯釜を納めさせていただきました。その折に、同じものを芦屋町で所蔵することについて御提案いただき、11月にそのお披露目の茶会を開催しました。茶道会を牽引する千家のお家元の花押をあらわした釜の製作は、芦屋釜の長い歴史の中で初めてのことであり、芦屋釜復興事業にとって記念すべきことです。全国に誇れるオンリーワンの存在である芦屋釜を貴重な地域資源・観光資源として、今後も最大限活用します。

防災関係では、11月に内閣府と芦屋町の主催による地震・津波防災訓練を実施しました。訓練は小学校や自治区、女性防火・防災クラブの皆さん、自衛隊、警察、消防、海上保安庁など約1,000人が参加し、地震から身を守る安全確保行動や津波避難訓練、炊き出し訓練、災害対策本部の情報伝達訓練などにより、国や県、防災関係機関との連携強化や地域住民の防災力の向上を図ることができました。今後も、定期的な防災訓練を実施し、いざという時のために活用できるよう取り組んでいきます。

それでは「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を将来像に掲げた第5次総合振興計画の第1章からの構成に基づき、29年度の主な施策について御説明申し上げます。

まず最初は、「住民とともに進めるまちづくり」でございます。

住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民自治を高め、住民の皆さんがみずからの地域の課題に取り組むことができる仕組みや意識啓発を図ることが大切です。そのためにはまず、まちづくりに関する情報を住民の皆さんと町でさらに共有し、広報やホームページ、まちづくりアンケート調査のほか、昨年度全戸配布しました情報ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」により、双方向の情報強化に取り組みます。

地域コミュニティの推進につきましては、今年で4年目を迎える自治区担当職員制度をより充実します。昨年からのステップ2の「自治区活動の実態を理解する」をテーマに、粟屋区など8自

治区で地域コミュニティの醸成について、そして、安全・安心な地域づくり、今後の自治区について、延べ約40人の職員が自治区に出向き有意義な協議が進められました。最終ステップである将来的な地域のあり方などを示す自治区ごとのまちづくり計画の作成・実施につながる重要な活動となりますので、意見交換をしながら地域の課題等の発掘や解決方法を検討し、協働のまちづくりの実現に向けた取り組みを継続します。

また、毎年自治区から好評の声を得ています納涼大会やもちつき大会などへの職員参加も引き続き実施しますので、さらに多くの自治区でこれらの取り組みが推進されることを期待します。今後とも、住民同士のコミュニケーションを高める自治区の活性化や加入率向上のため、自治区活性化事業交付金による財政支援を行うとともに、自治区活性化促進会議などを通じ、自治区活動の支援を進めます。

第2は、「安全で安心して暮らせるまち」でございます。

防災対策につきましては、芦屋基地と連携した防災活動について協議を進めるとともに、新たな洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、避難場所や避難経路などの周知に努めます。また、自主防災組織が行う避難訓練への支援を継続します。

地域防災力の維持・強化では、第3分団消防ポンプ車と指令車を更新するとともに、消防無線復旧工事や災害時避難所看板設置工事を行います。

防犯対策として、現在、町内4カ所に防犯カメラを設置しているほか、不審者対策などとして、小中学校にも監視カメラを整備しています。犯罪等の未然防止や犯罪の早期解決につながるよう、さらに町内2カ所と役場庁舎にも防犯カメラを設置します。今後は、折尾署と協議しながら必要に応じて順次設置していきます。

防犯街灯では、31年度末までに全てLED化を目指すとともに、青パトによる登下校時の見守り活動や、自治防犯組合など各種団体や折尾署との共同パトロールなどにより、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

消費者保護では、専属の相談員が消費生活全般に関する相談等を受け付け、高齢者の被害が多いことから民生委員や自治区への情報提供のほか、出前講座による啓発を実施しています。さらに、若年者に広がる被害を抑制するため、新たな啓発活動にも取り組みます。

第3は、「子どもがのびのびと育つまち」でございます。

子育て支援につきましては、町独自の取り組みとして、昨年10月から通院・入院費の無料制度を中学3年生まで拡大しました。また第1子に5万円、第2子には10万円、第3子以上には20万円の商工会発行の商品券を交付する出産祝金制度を初め、町外から民間賃貸住宅に転入した子育て世帯へは、月の家賃2万円を限度に3年間、同じく商品券で補助する制度や、教育費に係る負担軽減策として、小・中学生や高校生などのバス定期券に対する通学補助制度も継続しま

す。

学校教育につきましては、教育大綱を基本に小学校4年生までの35人学級や中学校3年生を対象とした放課後特別授業のイブニングスタディ、小中一貫教育・連携事業など、学力向上の取り組みを進めます。また子供たちが、夢・希望・志を持つことができるよう学校・家庭・地域が連携した「さわやかプロジェクト」に取り組みます。

特別支援教育につきましては、お子様の成長の様子や情報を記録する「あしやすくすくファイル」の活用とともに、すくすく発達相談などによる早期発見、早期支援に取り組み、一人一人の児童生徒の成長をきめ細やかに支援します。

学校ICTにつきましては、電子黒板や電子教科書など、30年度の本格的な導入に向けて調査研究をします。なお、学校施設整備では、快適な教育環境の充実のため、28年度に引き続き芦屋小学校と芦屋東小学校の空調設備工事を継続するとともに、新たに芦屋中学校にも着手します。

第4は、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」でございます。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう介護・医療・生活支援・介護予防などが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの充実を図ります。計画づくりとしては、アンケート調査結果などを踏まえ、地域包括ケア推進委員会により高齢者福祉計画を策定します。認知症施策では、新たに医師を初め、複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームを発足させ、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問するなど、早期診断、早期対応を行います。

また、27年度からモデル事業としてスタートした地域交流サロン事業ですが、地域の皆さん方の頑張りで、現在11自治区で定期的で開催されています。今後はさらに7自治区増の18自治区まで広がる予定です。各区、週2回から月1回のペースで脳トレーニングや体操、レクリエーション、茶話会などさまざまな取り組みがあり、住民が主体となって仲間づくりや生きがいを進めています。今後も介護予防や地域での見守りなどにつながるよう支援していきます。

老朽化が進む老人憩の家については、現在アンケート調査を実施しており、29年度中にその方針を決定する予定です。

障害者福祉につきましては、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める芦屋町障害者計画と障害福祉サービスごとの量や確保方策を示す、芦屋町障害福祉計画を策定します。この2つの計画により芦屋町のノーマライゼーション社会の実現を目指します。

健康づくりにつきましては、特定健康診査において、高血圧や糖尿病、メタボといった長期的な生活習慣病の予防という観点から30歳台の若年層の皆さんにも、健診が受けられるよう、年齢制限を拡大しています。また、特定不妊治療を受けている夫婦を対象に、県制度に上乘せする

形で1回につき10万円を限度として補助する制度も継続し支援していきます。

芦屋中央病院の移転建てかえにつきましては、昨年7月に住民説明会を行い、9月1日号の広報あしやで、新病院の概要や診療機能などを紹介しました。現在建設工事が進められ、平成30年3月の開院を目指します。

第5は、「活力ある産業を育むまち」でございます。

農業の振興につきましては、福岡県による汐入川整備事業が2年目に入ります。農業用水として利用されています汐入川の堤体が整備されることで、山鹿表耕地の米などの品質や収穫量がさらに向上することを期待しております。

漁業の振興につきましては、優良な漁場再生のため、クロウニの駆除や漂着物処理を行うとともに、メバルの稚魚の放流、アワビやアカウニなどの種苗の放流事業など、育てる漁業を支援します。また、柏原漁港の機能保全計画に基づく実施設計を行います。

商工業の振興につきましては、制度融資を利子補給制度から信用保証料の全額補助に見直すほか、芦屋町空き店舗活用事業補助金では、補助の対象地域を拡大する方向で見直します。

芦屋ならではの起業支援として、海が見えるショップの起業・誘致のため、海浜公園内でチャレンジショップの出店者を募集しました。この事業は、自分のお店を開きたい人などが、テイクアウトできる軽食・カフェなどの運営を一定期間チャレンジするものです。芦屋町で起業したいやる気のある人の挑戦を期待しております。

また4年目を迎える地域再生マネジャー事業の取り組みでは、引き続きサワラを活用した食のイベント「さわらサミット」を通して、さらに各産業への波及効果や地産地消、大学連携、地域ブランド化などに向けた取り組みを推進します。

地産地消の推進では、芦屋製品の消費拡大のため、商工会によるサワラの特産品開発への支援を継続します。また「さわらサミット」後、3月19日まで町内12店舗で「さわらフェア」を開催し、各店舗のこだわりメニューが提供されます。今後も町内で芦屋製品による食事ができる仕組みづくりが推進できるよう取り組みます。

観光振興につきましては、福岡県が管理する芦屋港のレジャー港化について、昨年県による検討調査が行われ、利活用案が示されたところです。今後、具体的な事業を進めるためにはまず、芦屋港の港湾計画を変更する必要があります。つきましては、この変更計画を最優先に進めていきます。

芦屋の海の魅力を最大限発揮し、この海岸線一体が九州北部地域のレジャーの拠点となるためにも、管理者である福岡県と協議しながら、町と議会と地域が一丸となって邁進できるよう取り組みます。

施設整備では、レジャープールアクアシアン整備事業や夕日の見えるトイレ改修工事などを行

います。

国民宿舎マリンテラスあしやでは、設備の更新時期を迎え、宿泊者など利用者への快適な環境の提供やサービスレベルを維持するため、空調や給湯関係の設備を中心に改修工事を行います。この工事により、観光拠点としての機能の向上が図られ、利用者増につながることを期待しております。

地域おこし協力隊の2人の活動も2年目に入ります。現在、「寄添者カフェ」の運営のほか、観光協会や商工会などのイベントの企画メンバーとして活躍していますが、さらに活動範囲を拡大しながら外から目線による企画提案を期待しております。

なお、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについては、地方創生加速化交付金事業により、観光まちづくり推進プロジェクトの再構築、情報発信プロジェクト、芦屋釜の里活性化プロジェクトなどに取り組んでいます。これら事業の成果を踏まえながら一つでも多くの総合戦略の実現に取り組めます。

第6は、「環境にやさしく、快適なまち」でございます。

公園整備では、各地区にある都市公園の樹木について、計画的に剪定を実施するとともに、遊具点検を踏まえ、施設の修繕や撤去についてその整備方針を策定します。

町営住宅につきましては、芦屋町営住宅長寿命化計画に基づき、新後水団地建設事業や丸の内団地整備事業に着手するほか、高浜団地などの移転を促進し、空き家となった棟の解体を進めます。

道路関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画による定期点検結果に基づき、町管理の道路橋、3橋の実施設計を行うほか、はまゆう観光道路擁壁改修工事を実施します。

公共交通につきましては現在、地域公共交通網形成計画を策定していますが、まちづくりと連携しながら芦屋タウンバスや巡回バスの芦屋中央病院移転に伴うルート見直しを行うとともに、町全体の公共交通のネットワークを構築します。

下水道につきましては、管渠や処理場、ポンプ場ごとにそれぞれある長寿命化計画を下水道ストックマネジメント計画として、一つの計画にまとめることになり、31年度計画策定を目指し、基本構想策定に着手します。

芦屋流移住・定住につきましては、引き続き東京圏での移住定住イベントに参加し、芦屋町の魅力や移住定住施策の情報発信をするとともに、定住促進奨励金制度や中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度を継続します。なおこの3年間、定住促進奨励金制度を利用し、定住につながった世帯数は107世帯、380人で、そのうち町外からの移住者は44世帯、141人となっています。

また空き家対策として、昨年空家バンク事業がスタートしました。空家等対策特別措置法に基

づく県下初の空家等対策計画に基づく事業で、現在7件の空き家情報をホームページで紹介していますが、今後も空き家の利活用につながる取り組みを推進します。

第7は、「心豊かな人が育つまち」でございます。

生涯学習につきましては、講座やイベント、講演会など100を超えるメニューがある生涯学習講座「あしや塾」の内容を充実するとともに、芦屋町生涯学習基本構想により、住民の皆さんが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果が生かされる地域づくりを進めます。

社会体育施設につきましては、拠点施設である総合体育館等の施設改修事業に着手し、災害時の防災拠点としての機能を含め、改修に係る実施設計を行います。

人権教育・啓発の推進については、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、学習機会の提供や啓発活動として人権まつり、人権講演会などに取り組みます。

歴史・文化につきましては、オンリーワンの芦屋釜の里を生かした魅力づくりのため、芦屋釜の里活性化プロジェクトの結果を踏まえ、観光施設としての付加価値を高めるとともに、鋳物師独立支援事業やお土産品の開発など、集客や回遊の仕組みづくり及びさらなる情報発信に取り組みます。

最後に計画の実現に向けてでございます。

以上、第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画の7章に係る29年度の主要な施策について申し上げますが、これら施策を実現するために必要な取り組みについても、あわせて説明申し上げます。

行財政運営につきましては、今後の少子高齢化の進行や町財政の見通しを踏まえ、公共施設を中長期的な視点で効率的かつ効果的に整備・維持管理するため、公共施設等総合管理計画を策定しています。2月末でパブリックコメントが終わり、現在成案化に向けて作業を進めています。必要性の高いサービスを将来にわたって持続可能なものとするためにも、この計画の基本方針に基づき進めていきます。

また町の財務状況について、28年度決算分から統一的な基準による財務諸表の作成・公表が義務づけられました。そのため、公会計に関するシステム導入や財務諸表作成委託を行います。

第4次芦屋町行政改革では、具体的な取り組みである集中改革プランの28年度改訂版に基づく数値目標等により推進していきます。

競艇事業につきましては、8月に15年ぶり2回目となるプレミアムG I レース「レディースチャンピオン」を開催します。施設整備では、競艇施設の長寿命化計画策定に着手しており、コンパクトで効率的な運用による開催コストの軽減を図ります。また施設の一部を行政や地域での行事に活用することで、開かれた競艇場を目指すこととしています。

売上状況は、モーニングレースによる電話投票と場間場外の協力場発売が、引き続き好調であ

り、収益が確保できる経営となっています。平成22年度から一般会計への繰り入れが復活しましたが、29年度においては、前年度から2億円増の6億円を繰り入れる予定です。この増額分は、国民宿舎マリテラスあしやの改修工事に充てられます。

広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との協定の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を推進するほか、都市圏17市町による東京圏での物産展や情報発信などにも取り組みます。

大学連携では、九州女子大学・九州女子短期大学と包括的地域連携協定の中で、土曜学び合いルームへの学生派遣や芦屋東小学校の研究発表会や船頭町での地域交流サロン事業への講師派遣のほか、「さわらサミット」では、大学考案の「さわら巻き」の提供のほか、イベント企画を担当してもらいました。今後もお互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に連携できるよう取り組みます。

以上、29年度の施政方針を述べさせていただきました。今後も、芦屋町総合振興計画の将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向けて、初心を忘れることなく、常に一步先を見据え、スピード感を持ち、現場主義を貫き、住民の皆さんと同じ目線で誠心誠意取り組んでまいります。つきましては、住民の皆さんと議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、本日提案しております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第3号の芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識経験が必要な業務、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、また、住民に対して直接提供されるサービスなどに従事する人材を確保するため、任期を定めた職員を採用することについて、新たに条例を制定するものでございます。

議案第4号の芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、安定的な行政運営を行うことを目的に、退職者、休業者及び公益的法人等へ派遣される職員を定数外とするために、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号の芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、介護休業の分割取得や介護のための所定労働時間短縮措置の制度が設けられたため、条例の一部を改正するものでございます。また、芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定にあわせて、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号の芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして

は、地方公務員の育児休業に関する法律が改正され、育児休業等の対象となる子の範囲が見直されたため、条例の一部を改正するものでございます。また、芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定にあわせて、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号の芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、消費税率引上げの施行日の延期により、税条例等の一部を改正するものでございます。

議案第8号の芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法等の改正により、国民健康保険制度の見直しが行われたため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号の芦屋町制度融資基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、既存制度も見直しを行い、貸し付け対象の条件から、町内居住要件を削除すること、設備資金と運転資金の2つの資金区分を事業資金として統一すること、基金の益金を信用保証料の補助金へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号の芦屋町ボランティア活動センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町ボランティア活動センターの利用状況及び利用者のニーズを反映し、利便性を向上した運営をするために、開館時間及び休館日について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号の芦屋町社会体育施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定及び議案第12号の芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第13号、芦屋町立学校体育館及び屋外運動場夜間照明施設使用条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各種体育施設の使用料に対する減免規定を見直し、例規を整理するにあたり、現在各体育施設に関する条例ごとで減免等に関する表記が異なっていることから、統一化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第14号の地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更につきましては、芦屋町から出資を受ける新病院の建設地及び院外薬局予定地を追加するため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号の芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、平成28年度から32年度までを計画期間とする計画において、新たに過疎対策事業債を活用する事業について、現計画に反映させる必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号の地方独立行政法人芦屋中央病院中期計画の一部変更につきましては、地方独立

行政法人法第26条第3項の規定により、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会から意見が提出されましたので、同法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第17号から議案第23号までの平成28年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ2億5,800万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、固定資産税や過疎債ソフト分等を増額計上したほか、事業費確定による過疎債ハード分等を減額しております。

歳出につきましては、退職手当や国民健康保険特別会計の赤字補填のための繰出金を増額計上したほか、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。なお、個人番号カード交付事業や福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業等については、繰越明許の措置をしております。

議案第24号から議案第31号までにつきましては、平成29年度当初予算でございますが、予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第24号の平成29年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額79億7,000万円で、前年比8.7%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、町税が12億3,000万円、地方交付税が19億4,000万円、町債が10億3,000万円などとなっております。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、6億円を計上しております。なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金金を4億9,000万円計上しております。

歳出の主なものは、土木費では、新後水団地建設事業費6億8,000万円や丸の内団地整備事業費7,100万円、レジャープールアクアシアン整備事業費3,300万円などを計上しております。商工費では、国民宿舎建設事業費繰出金2億円、教育費では、小・中学校空調設備改修事業費3億5,000万円など計上しております。

このほかに、防犯街灯LED化工事費や第3分団ポンプ車購入費に加え、定住促進奨励金や出産祝金、子ども医療費助成金などを計上しております。

なお、継続費としてアクアシアン流水プール防水改修事業と中学校空調設備改修事業を設定し、債務負担行為として、ファイリングシステム導入委託を設定しております。

議案第25号の平成29年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額、36億7,100万円で、前年比171.7%増の予算規模となっております。

ります。

歳入は、中央病院からの公債費負担金及び町債を計上しております。町債は、中央病院建設事業費分として、30億5,000万円、医療機器分として、5億2,000万円を計上しております。

歳出は、中央病院への貸付金と負担金及び公債費を計上しております。

議案第26号の平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額、20億8,896万5,000円で、前年比1.7%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などでございます。

歳出は、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

議案第27号の平成29年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額、2億3,585万4,000円で、前年比10.8%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などでございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

議案第28号の平成29年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額、3億216万3,000円で、前年比131.1%増の予算規模となっております。

歳入の主なものは、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などでございます。

歳出は、空調等改修工事、施設の当初建設に係る起債の元利償還金が主なものでございます。

議案第29号の平成29年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額、1億3,576万1,000円で前年比6.0%減の予算規模となっております。

歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などでございます。

歳出は、給食事業費、給食賄材料費及び人件費が主なものでございます。

議案第30号の平成29年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は、889億9,408万8,000円で前年比10.5%増、収益的支出は、880億7,829万3,000円で前年比10.1%増、資本的支出は、6億3,472万2,000円で前年比4.0%増の予算規模となっております。

収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などでございます。

支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業などでございます。

資本的支出の主なものは、企業債償還金などを計上しております。

議案第31号の平成29年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は、7億2,834万2,000円で前年比0.3%減、収益的支出は、7億2,410万8,000円で前年比0.5%増、資本的収入は、3億4,081万9,000円で前年比13.8%増、

資本的支出は、5億3,911万3,000円で前年比43.2%増の予算規模を計上しております。

収益的収入の主なものは、下水道使用料及び一般会計補助金などを計上しております。

収益的支出では、浄化センター等の維持管理費、減価償却費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。

資本的収入では、企業債、国庫補助金、一般会計補助金を計上し、資本的支出では、浄化センター汚泥処理設備工事及び再生可能エネルギー発電設備設置工事、企業債元金償還金及び人件費などを計上しております。

以上、簡単ではありますが、提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明をいたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に請願第1号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

お手元の請願の趣旨を読み上げまして、説明といたします。

芦屋町議会議長様、新日本婦人の会芦屋支部代表者、柴田タイ子。

「被災者の住宅再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願書。

請願趣旨。

東日本大震災から6年目を迎えましたが、今なお約15万人の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされており、被災者の生活となりわいの再建は道半ばです。また、2014年8月の広島市の豪雨土砂災害、15年9月の関東東北豪雨災害、そして16年4月には震度7の激震が二度も熊本地方で発生し、大量の家屋が全半壊、または一部損壊する甚大な被害が発生しています。

被災者の最大の願いは、一日も早く安心できる住まいや生活空間を得て、地域で暮らすことです。住宅の再建は、一人一人の被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。地域での定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つためにも住宅再建は不可欠であり、それは公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、二度の改正が行われましたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との附帯決議はいまだに実現していません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、今日の資材や人件費等の高騰のもとで自宅再建や住宅

を確保するために、500万円への増額は急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、圧倒的多数の一部損壊の被害者からも悲鳴が上がっています。全ての被災者の住宅再建を支え、従来の生活となりわいを取り戻すために国の支援が不可欠です。地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入った日本では、大規模な自然災害が全国どこでも起きる可能性があります。日本国憲法第25条の生存権や第13条の幸福追求権に基づき、生活再建のかなめである住宅再建を可能とするため、被災者生活再建支援法を初めとした支援制度の見直しが不可欠です。貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するようお願いいたします。

請願事項。

1. 被災者生活再建支援法に基づく支援金の最高額を500万円に引き上げること。
2. 全ての被災者の住宅建設を支えるため、一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充すること。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第3号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第3号、これは5号、6号とも関連しますので、芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について質疑いたします。

こういったですね、任期付職員はですね、短時間勤務職員の任期とか、そういったことは初めて聞いた言葉なのでですね、わからない点があるので伺いますが。

まず、今回提案されているこれらの議案は、2004年に成立した地方公務員の雇用と勤務形態を一層多様化、不安定化する一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正と人事委員会の機能化などを柱とした地方公務員法の一部改正、こういったものが国でできて、これを受けてできたものだと思います。

まず第1点目にですね、やっぱり任期付職員、任期付短時間勤務職員制度などは、各地方自治体においてその必要性に応じて条例を定めることにより導入することと総務省が出している総行公第44号には、このようになってですね、必ず制度化すべきものではないというふうになっております。この内容についてもですね、労働条件に極めて重大な影響のある問題であり、公務員制度の基本をですね、ゆがめるものではないかと私は思います。

まず1点目にですね、役場の労働組合、労使協議または労使合意はどのようになっているのか

ということと、この任期付職員については、どのような基準で採用されるのか。その点についてまず第1点目に伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

労働組合につきましては、任期付のことをやりますという形の中で御説明のほうはちょっとしているような形になります。基本的に基準につきましては、現在、嘱託職員という形の中で雇用している者を条例を制定して、川上議員が言われました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいて今回条例を制定するという形で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

嘱託職員を対象としたものということですね、そういった点ではこの間の労働組合の運動とか国会での論戦、そういった中で給与の面とか手当の面、そういった点では改善された部分もですね、当然中にはあると思うんですけど、ただ、やっぱりこういった期限を区切った雇用がどういうことをもたらすかという、そういったところがなかなか危惧するところなんですけど。例えば、本来、正規職員の拡充で対応すべき住民サービスが任期付短時間勤務職員によって担われる恐れがあるのではないかとか、また今後さらにですね、この内容要件が緩和されて、正規職員の退職者の補充にですね、任期付職員が充てられるというようになってですね、広範な公務が任期付職員によって担われるという、そういった事態が起こるのではないかなということも感じます。そういった点ではですね、そういったことが今はですね、嘱託職員というところだけになっていますけど、将来的にはそういったことにもなるのではないかと。また、ちょっと調べますと、これは、例えば、会社に籍を置いていてもこういった雇用形態ができるとか、そういったことも言われています。そういった点ではですね、やっぱり雇用形態が変わってしまうのではないかと、そういった恐れを持っているんですが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、期限を区切った中と専門性があるものという形の中で今回、任期付職員をするという形で、一般の任期付と4条の任期付という形で、弁護士さんとか専門性を持った方、今回の一般の任期付の常勤につきましても、学校関係や保健師といった者をこの任期付で充てていき

たいという形で、その一般職のこの任期付で全部雇用しようという形では考えているものではないので、専門性のある方を雇用していきたいと、任期を定めてという形で思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかくですね、やっぱり正規職員を削減し、任期付採用に置きかえるという、そういったことがですね、ないようにお願いしたいと思います。

総務省のですね、通達というか、地方公務員月報の中でも、任期の定めのない常勤職を中心として、公務の運営を行うという基本的な考えに変更はないというふうに言っていますし、公務の運営は任期の定めのない常勤の職員を中心に行われるべきであるという考え方は、今後とも公務運営にかかわる原則として維持されるものだというふうに言っておりますので、ぜひですね、その点は担保していただきたいと思います。とにかく、やはり例外的、限定的で行うということが、原則だというふうに思います。

なぜこういったことを言うかというところでですね、前回一般質問でもちょっと正規雇用の問題をしましたが、その中でもですね、芦屋町の職員数と、臨時職員、非常勤の数を見ましても、芦屋町、私が調べたところでは、職員数153人、非正規雇用、臨時非常勤というのがですね、98人ということで、非正規率がやっぱり40%近くあるような状況です。ちなみに、例えば隣の遠賀町ではですね、職員数が116人で臨時非常勤が3人ということで、非正規率3%ということで。これはそれぞれの町の持っている業務の内容によってですね、いろいろ違うので一概には言えませんが。そういった点では、芦屋町はやっぱり非正規率が高いという方向になっています。これがさらにですね、拡大していくことは住民サービスの低下につながっていくんじゃないかというふうに思っています。そういった点ではですね、私はこういった任期付ではなくて、仮に短時間の職を担うのであれば任期の定めのない短時間公務員制度を確立して、その職を担っている臨時や非常勤職員の正規化を図ることが必要だと思いますが、そういったことは町ではどんなふうに考えているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、今の法律に基づいた中でいくという形になりますし、それを職員にというところにつきましては、法の趣旨からまた外れてくるかと思っておりますので、それはまた法律が改正され

ば検討していくという形になるかと思えますけど、今回につきましてはこの一般の任期付という形の中でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

関連して、では、今日までですね、そういう専門性の方とかを臨時に、嘱託とかですね、形で採用されて、任期制もあったでしょうけど、これをあえて今回、こういう条例を制定することになったのか。国の指導等があつてとか、芦屋町の実態にあわせて、非常に不都合があると、支障があるということで、こういうように成文化する必要があるのかということで、どういうふうな形でこれをなさろうとしたのか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に国からそういう形の中で任期付を採用してくださいというところがありましたのが1点と、あと今、嘱託職員で雇用しています保健師さん等につきましても、なかなか雇用が難しいという状況になっておりますので、現行の嘱託職員の状況でしたら、賃金が上がっていないという形もありますので、この任期付職員にすることによって、給与等も定期的に昇給等やほかの諸手当についてもつけるような形で条例を変えたいという形で考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第4号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

4ページに議案第4号がありますが、単純な質問で申しわけありません。この休職者という言葉ですけど、今、芦屋町では5名ないし6名の方が長期休職をされている方がおられるということですが、そういう意味の休職者ということなのか。

それから、公益的法人等への芦屋町職員の派遣等、この派遣先ですね、芦屋町の職員の皆さんが、例えば競艇事業とか病院とか、それから給食センター、そういうところに行かれておりますけど、これが派遣ということであろうかな。ほかにももし、ほかになれば、説明をしていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

休職者につきましては、現在6名、休職している方になります。

公益的法人というのは、中央病院、独法という形になりますので、これを今現在、7名ほど行っておりますので、それを対象外という形で。今先ほど言われました給食センターや競艇事業局については、条例の中で定数としてカウントしております、入っておりますので、それは別という形になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかに。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ、参考にですね、定数外とすると、例えば、今言われた病院にしろですね、休職者の方が籍は芦屋町職員でありながら定数外とすると、定数外にした中で、じゃあ、人数が今6名ですか、休職者の方、そうであれば、それにかわる方として、6名の方をですね、臨時的に採用するとか、そういうふうな形を取るためには、この定数外としなければならないのかどうか。

それと、もう1つは先ほどのように、何かこの条例を作成するのは、制定するのは、また国の指導等はあるのか。また、この条例を制定しなければ、何か支障とか不都合があるのか。そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

こういう形で休職されて、復職がわからない。いつ帰ってくるかわからないというところにつきまして、定数を外しておかないと、そこで欠員が出ているという状況になりますので、そこで任期付職員を採用したりだとか、臨時職員で対応するというために、ここを外していただくという形で考えております。

あと、基本的に国の指導というところは特段あっておりません。基本的に不都合という形になりますと、定数を超過してしまうと、職員をそのまま休職の状態のカウントとしては1カウントす

るという形になると、定数を超過してしまうというところがありますので、今回こういう病休者だとか、公益法人等に出ている者については、芦屋町の中の業務から外した中でカウント、戻ってくればそこをカウントとして入れていくという形で対応したいという形で変えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

休職者というのはこの6人の方がですね、長く休職されておられるようですが、この休職の定義は例えば半年とか1年とかどういうふうな定義になっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

定義と申しますか、病休という形で出て、最初病休で120日という形、それ以降は休職という扱いになっております。基本的に休職としては3年間という形が休職と、それ以上になると、いろいろな手続等出てくるという形にはなってくるかなと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第9号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

この第9号につきましては、まず改正の新旧対照を見ていますと、対象者の件ですけど、以前は「住所を有する者で町内に店舗を有し」ということになっておりました。これが、住所を有するということは削除されて店舗に限定されたということでございますが、これは何か理由があるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

これは提案理由でも説明いたしましたけれども、芦屋町のまち・ひと・しごと総合戦略においても、この町内の活性化というところでしておりますので、芦屋町内に店舗を開かれています方も、町外の居住者もいらっしゃるということで、そういった方にもこの制度融資を利用していただくということで、郡内も住所用件がないところがございますので、今回、住所用件を外しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

これは正しいと私は思います。商工業者の定義というのは町内居住、町外居住関係ないんです。やっと整理されたかなと思って見ていました。

それともう1点、次の第8条のところですけども、金融機関が指定した様式を、金融機関がという言葉が削除されております。これは、この制度融資というのはですね、福岡県信用保証協会というのがありますが、各金融機関はその信用保証協会から様式を利用しているんです。したがって、金融機関が指定したということを削除したというのは、そういう、私が言ったことなんですか。どうなんですか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まずはこの制度融資ですけれども、直接金融期間に行って利用できる場合と、商工会等で制度融資とかほかの融資を相談される場合等がございました。それで、この制度融資を利用するためにはそれぞれが指定した申込書というよりも、その金融機関が持っている統一されたというか、そういったことではない、借りやすいような手続にするために特に指定したというものを外しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今のお話の中で、金融機関の指定用紙ということで、基本的に制度融資の基金は、今、芦屋町にあります4つの金融機関ですかね。そこに基金として1億円を分散して、その分散した金額を3,000万とか5,000万とか、その中から制度融資として貸し付けをするという制度だと思えますけれども、そうであれば商工会で借りることじゃなくて、あくまでも金融機関で申し込んで、金融機関で借りる分だと思いますので、その辺はその金融機関ではない、用紙でないといけないという、外す必要性があるのかどうか、そこが疑問と思っていますけど、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

すみません、これは金融機関が指定したというか、統一した様式というものを想定しておりましたので、すみません、逆です。金融機関それぞれ様式ではなくて、ある程度統一した様式を今、町のほうでは考えております。すみません、今さっきと逆になります。そういった様式をして、借りやすくなるようなことを考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかに。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

ちょっと内海議員とかぶっちゃったんですけど、今ですね、1億ですか、基金は1億あると。その中で現在借りていらっしゃる、お支払い続けている方とかですね、新年度はどのくらいの、何件ぐらいの予想というか、そういうのを立てられているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

すみません、今現在、制度融資を利用されている方の総数は把握しておりませんが、今回、利息の補給から信用保証の補助に変えることで、当初予算では約200万、約20名から25名程度借りられる金額の200万を予算計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第13号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

この議案第13号につきましては、使用許可対象者について町内居住者ということになっておりますけれども、現実的にはいろいろな団体が利用されていると思います。その団体の中にはいろいろな町外居住者の方もおられると思いますが、どのような理由で町内者に限定したのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

こちらの規定につきましては、従前から町内居住者を限定させていただいております。その背

景につきましては、学校体育施設開放事業の推進についてという文部事務次官通知が昭和51年に出しております、この中で地域住民に開かれた学校体育施設と位置づけがございますことから、町内居住者に限定して利用させていただいているものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第15号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

議案第15号、芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更ということで、提案理由の説明の中には、28年から32年までの計画の中で新たに過疎対策事業を活用する事業について、現計画に反映する必要があるということで、今回改正文では芦屋釜の里管理運営事業が計上されております。今回これを計上したいきさつとございますか、趣旨をお尋ねしたいと思います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

過疎の対策事業債については、ハードとソフト事業がありまして、ソフトについては年間今4,000万近く、あと2次配分で7,000万円台ぐらいの配分があります。今まで過疎対策のソフト事業については、いろいろな定住策だとか、町の推進策の中で選択してきたわけですけど、釜の里の管理運営事業については、多額の管理運営費がかかっている中で、ソフト事業につきましても基金化を、防衛の調整交付金の基金化によって学力向上だとかタウンバス関係のソフト事業が基金化できたということですね、新たにソフト対策事業にできるものはないかということの検討の中で釜の里の管理運営事業が充てられたということで御理解をお願いします。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今回、ちょっと先になりますけども、議案の中では29年度の一般会計予算の中で釜の里の起債を2,500万、今回計上されています。釜の里の事業を見ますと、別に目新しいものが何もないわけです。従前の事業がそのまま来ていると。ということになれば、ただ単に運営費の、要するに過疎債が借りて70%交付税補助、30%借金ですよね。それを有利だからということで借りられていると思いますけども、金を借りる趣旨がですね、何か新しい事業なり、どうしても必要だという思いの中で借りられるのであればわかるけれども、ただ利便性がいいとか、利率がいいとかということであれば、当然30%は借金として残るわけですよね。その辺の考え方というのは、どういうふうに思われているのかな。要するに有利であれば何でも借りていくのか。その100%補助出れば問題ないんですけども、当然30%というのは何十年か先には当然出てくるわけですから、その辺を予算が余れば余った分を別の新しいものに反映させなきゃいけないのか。当然そこに余力があれば、今、経費削減とうたわれ方をされていますけども、ただ単に気持ちの中で余力があるということが終わってしまうのか。ちょっとそこをものすごく心配しているんですけど、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

過疎債につきましては、今ありましたとおり70%が交付税措置があるということですので、仮にこれを使わなければ、全額町の一般財源を活用するという形になります。確かに起債をすることによって30%の借金部分というのは残るわけですけども、その財源のうち7割は、ある意味、補助を受けて実施するということと同じであるというふうに考えておりますので、そのように活用できる事業があればその財源に充てていきたいという考え方に基づいて今回行うものでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

金銭的に有利だとは言うけども、借金は借金ですよね、当然。財源が不足して、どうしてもにっちもさっちもいかないのであれば借りなければいけないけども、その辺の考え方がちょっと。有利だから何でも借りてもいいよという考えには、ならないような気がするわけです。やっぱり借金は借金で残るわけですから。その辺は十分精査した中で、やはり必要なものは必要として借りると。ただ有利だから借りるという考え方じゃなくてですね。何か新しい事業をするのであれば、新しい事業としての財源が必要だからということでの考え方が必要じゃないかなと思いま

すけど、その辺は、今の考えは変わらないわけでしょ。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

内海議員、言われたとおりですね、ソフト事業が過疎債で採用になったとき、どういう事業をソフト事業に充てるかというのは内部でもずいぶん検討しました。最近ではわかるように、学力向上だとか芦屋町独自のタウンバス事業だとかですね、町の本当の重要な施策にかかっている部分の過疎ソフトを展開してきたわけです。それが防衛の基金化によって財源手当てができる。新たに何をやるかということは、今、検討していますけど、今後地方創生だとか新たな分野で新たな事業、事業効果が求められて財源のないもの、こういうのは基本的には過疎ソフト、十分財政と協議して充当していきたいという考え方には変わりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第16号についての質疑を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

これは今回提案理由の中にありました、一つの意見書が評価委員会から中央病院のほうに出されて、それに伴ってこういった予算計画変更の、中期計画の変更ということがあったと思いますので、その辺の経過というんですかね。内容が大体どういった意見書が出されて、そういうふうないきさつになってきたのかということとを説明していただければ結構なんですが。

○議長 小田 武人君

刀根議員、この議案については、民生文教常任委員会で審査さしてもらうようになっておりますので、所管委員会ですから、そこでお尋ねになっていただきたいと思います。(発言する者あり)
よろしいですか。(発言する者あり)

16号について、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第17号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。補正予算書の36ページをお願いいたします。10款1項の2目ですか、36ページの18節、備品購入費ということで、ファイリングシステム3段キャビネット等ということで、減額補正が693万4,000円と。これ28年度の当初予算に同額の693万4,000円が計上されて、全額減額ということは未執行ということになりますけども、この未執行になった経緯をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的に、その前のページのファイリングシステム導入委託という形の中で、委託事業も300万ほど、委託事業が諸事情で契約に至らなかったというところがありまして、今年度これを落とさせていただいて、備品購入についても落とすという形で、内部的な事務が滞ってしまったというような原因になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

ちょっとわからないんですけども、内部的な事務の停滞ということですけども、そうすればこの予算は次年度29年度予算にまた反映させる予定でしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

29年度当初予算でこのファイリングシステムの導入を29年度、30年度の2年間で当初予定では、28、29でやる予定でしたけれど、一年遅れて進めていきたいというふうに思っております。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

690、約700万というのは、高額な金額ですよ。これを当初予算に計上して未執行でと。当然28年度の予算を組むときには、その分は歳出として見て、いろいろな事業を絞ったり、またはできないものもあったかと思えます。ただ残ったからいいということじゃなくて、やはり計上されたものは、事務的なものをちゃんと踏まえた中で執行していただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

57ページです。10款教育費の2目事務局費の中の7節ですが。これ、7節賃金、マイナス1,260万減額されています。当初予算から比べると、ほぼ3分の1ほどになっていますが、この何か理由があったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

こちら7節の賃金、1,260万円の臨時職員賃金の減額についてですが、小中連携講師が1名、そして短時間講師が2名探しましたが、講師が確保できない状況で欠員のままとりました。そのためにその3名分の賃金1,260万円を減額ということになりました。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、講師を探すことができなかつたということでございますけども、予算化した以上はですね、やっぱり必要であるから予算化したわけですから、しっかりと確保していかなきゃいかんと思います。これは平成29年度もこの継続して予算化しているということですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

29年度予算でもほぼ同額を計上、要求させていただいております。また、現在も講師確保が困難な状況のほうが続いておりますが、引き続き探す努力のほうを継続しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第24号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

29年度芦屋町一般会計予算の予算書の67ページをお願いいたします。67ページの13節委託料のところで、コンビニ収納事務導入業務委託または収納対応改修業務委託、コンビニ収納改修ですか、対応改修ということで、3点ほど委託業務が上がっておりますけども、この委託業務の内容についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

コンビニ収納ということで、納税にかかわります納税の方法、納付書で納める場合にですね、全国のコンビニエンスストアの窓口で納入することができると。目的としましては、利便性の向上、24時間開いておりますので、いつでも納付していただけるようにということで、来年の4月から実施できるように本年度に、年度末に準備をさせていただきたいということで予算を計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今の全国的なコンビニということですが、芦屋町には4つぐらいしかないんですが、全て芦屋町の部分については使えるということでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

芦屋町のコンビニ、郡内、全国どのコンビニでもほとんどのコンビニで対応できるようになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

コンビニで仮に納付をした場合に当然、そういうようなものは集計しなければいけないと思うわけですね。その都度芦屋町が情報収集をしても莫大な金がかかるとは思いますけど、その辺のシステム的なものはどうなっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

コンビニ収納に関しましては、間に業者さんが入りまして業者の方で集計等を行いますので、芦屋町は収納のみという形になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

54ページ、2款総務費、1項総務管理費の15節工事請負費1,745万計上されていますが、街灯設置と、防犯カメラの設置工事となっています。先ほどの施政方針の中でも町長からの中で出ていましたが、防犯街灯の設置台数は何台を予定しているのか。また、防犯カメラの設置台数はどのくらい予定しているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

防犯街灯につきましては、161本LED化にする予定になっております。

以上でございます。(発言するものあり)

○議長 小田 武人君

川上議員、今の項目については付託をされる所管委員会の内容でございますので、委員会でお尋ねいただきたいんですが。(発言するものあり)防犯カメラは民文ということで付託いたしますので、そこで審議お願い致します。お尋ねになってください。よろしいですか。(発言するものあり)

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それはわかりましたけどね、そんなふうになったら、私たちは例えば委員会があって自分の担当のところはしないとなっていますけど、その総務管理費になっているから、総務と思うのが当然のことなんだけどね。そこら近所の判断というのはどうすればいいかね。

一応わかりましたので、後で全協とかでこういったときにこういった判断をするかを示してください。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

何年やってもなかなか本当、所管がどうたらとか、わからないところもいろいろあります。僕もですね。

99ページと100ページにまたがってチャレンジショップの事業出店者支援業務委託とその100ページのチャレンジショップの事業店舗リース料。それとですね、125ページのPCB廃棄物処理委託、この運搬費用。PCBはこれ、もう終わってしまったと理解しててですね、安心しておったんですが、ここに出てきているので、これはどのくらいの費用がかかっているのかの大きく2つお願いいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まずは商工振興費の委託料、チャレンジショップの事業出店者支援業務委託ですけれども、現在、チャレンジショップを海浜公園内に出店する予定で事業者を今募集しております。その事業者は、基本チャレンジですので、いろいろなことを出店に限って、いろいろなわからないことがあるので、その事業者を支援するために業務委託するものが、この業務委託料として予算を計上しております。またそのチャレンジショップをする店舗、店舗のリース料は箱物ですけれども、店舗のリース料として年間分を借り上げ料としてここで予算を計上しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

125ページのPCBについてですが、議員御指摘のようにですね、今まで処理を進めてきて芦屋町はないという形にはなっておりましたが、平成27年11月に芦屋小学校体育倉庫別室のほうでドラム缶に入ったPCB、トランスや変圧器のほうがですね、発見されました。これを受けまして処理費用、処理のタイミング等ですね、1年かけて検討した結果、平成29年度に約2,500万かけて処理をするということで、今回予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

まずはチャレンジショップですね、これは海浜公園の中ということですが、場所とですね、まず場所、そしてですね、店舗、プレハブのリース料なんですかね、大きさとそして家賃、どれくらいになるのか。これはまたPCBに関しては今、言うてほうがいいですか。では、PCBについてはこれは2,500万ということで、ちょっと高額な処理でびっくりしておりますが。このPCBの怖さというのは、ちょっとうわさとかでしか聞いたことがないんですけど。どういった保管している状況、ドラム缶の中にあって何か放射能じゃないけど出し続けているとか、そういった恐れはなかったのかとか。あとは、今後これ以上ない、これが最後だぞということなのか、お聞きします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

チャレンジショップを出店する場所でございますけれども、プールの事務所の北側に、今、空き地がございます。草が、フェンスがあつてですね、フェンスの外側には大きないかりがあるところですが、そこが一番北のほう側に設置する予定で、すみません、店舗の大きさを今、詳細を持ち合わせておりませんが、使用料、利用料については月5,000円程度、出店者からいただくように計画しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まずPCBの保管状況についてですが、ドラム缶に密閉しておりますので、PCBが漏れてそれが人体に影響を与えることはございません。また、保管場所も体育倉庫ですね、別室になっておりましたので、今まで何度も探す中でも、見落としがあつた場所であり、また児童のみでなく教諭等ですね、立ち入る場所ではございませんので、人体に影響はございません。そしてまた今回27年11月の発見を受けてですね、再度改めて学校教育施設内につきましては、搜索しておりますので、これ以上はないものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

まだちょっとPCBについては、発見されてからきょうまで我々は知らなかったんです。ちょっと驚いてはおりますが、今後そういうことがないようにしていただきたいと思っております。

そしてチャレンジショップですね。今場所をお伺いして、遊具ができていいる広場がありますよね、わんぱくですか。あの辺あたりなのかなと思つていましたが、プールの横だと。それとプールの横にあるとなると夏の間はですね、マリンテラスの売店もありますし、そして夏はですね、駐車場料が発生します。500円を払って中に入ってまで買いに行かなきゃならないお店なのかなと。それともプールに来ている人限定にするのか、そして海の家もありますよね。海の家は昔からいろいろな問題が起きたりとかして、かなり飲食販売に関しては厳しいことも言われる方たちです。その辺はどのように考えてらっしゃるのでしょうか。最後ですかね、これはね。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

チャレンジショップの出店場所については、当初は観光道路沿いを予定しておりましたが、県の崖地条例等でそこには建物を建てることできないというようなことがございまして。後は水道とか、下水道の工事等を考えますと、今アクアシアの事務所がある北側のところするのが一番設置に係るいろいろな工事費が比較的軽くすむというところで場所を決めております。また夏場の駐車場500円を払うときに関しましては、基本は夏場のプールは確実にお客さんが来るというところと、海の家等を利用する方も駐車料金をお支払いしていますので、そこは同じような条件でしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第30号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

29年度芦屋町モーターボート競走事業会計の予算書で、22ページ、23ページをお願いいたします。まず22ページの1番上に043の寄附金が上がっています。500万円。これは昨年の28年度補正予算で1,000万上がって熊本の震災とパラリンピックということの中で1,000万上がった経緯がございますが、今回29年度当初予算から500万計上されております。この分の内容についての御説明、それから23ページの011の報償費、ここにファンサービスということで、2,183万9,000円計上されております。これは28年度当初予算には全然ありませんでした。それで、ファンサービスですから、来場者の方々、子供さんとか、そういうような方々での、ちょっとした品物をあげるのかなと思いがしていますが、この2つについての内容を御説明お願いいたします。

○議長 小田 武人君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 中西 新吾君

まずは寄附金500万について御説明申し上げます。昨年の6月議会で計上させていただきました。今回につきましては、寄附先は日本財団で昨年に引き続きまして、日本財団パラリンピックサポートセンターを設置されております。この日本財団が行うパラリンピックの支援について寄附するものでございまして、パラリンピックムーブメントを促進するため、一元的な資源を実施される日本財団に寄附をいたします。この内容につきましては、500万円、これは2016年から20年の5カ年ということに計画をしております。寄附を考えております。金額につきましては、日本財団会長杯競走の収益を充てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

議案書23ページ、報償費のファンサービスでございますけれども、昨年10月に場内全ての投票機器を全て入れかえました。その時から新たにキャッシュレス投票システムを導入しております。これに伴いまして、このシステムにつきましては、カード会員になられた方が舟券等購入した場合にポイントサービスとしてポイントをずっと付与してきているんですけども、このポイントの交換サービスとしての電子マネーへのポイント還元、それと舟券購入券への還元等々の経費を計上しておるものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

これは現金が出るということだと思いますけれども、2, 100万当然、利益が減るわけですよ。収益でその分減って経費で使うわけですけども、当然この2, 100万というものを仮に利益として計算して儲けろとすれば、売り上げとしては4億円ぐらい売り上げなければいけないのかなあと5%ついてですね。そうした時に費用対効果がどうなのかなと。その辺がただ単にお客さんの利便性を図るだけのことなのか、継続して買っていただきたいと思いがいいのか。その辺はどういうふうな思いなのか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

このキャッシュレス投票システムでございますけれども、全国でも十数カ所導入しているところがございます。それぞれ戦略を構えてやっているんですけども、主な戦略といたしましては、顧客獲得、高額購入者等々を確保していきたいというところが一つございます。それと、投票機器そのもの現金機を減らしてキャッシュレス投票システムを導入することで、場内での発売にかかる運転資金の軽減につながっていきます。その辺の現金の運送コストの削減にもつながっていくところで考えていくところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

最後のキャッシュレスのポイント制ということですけども、還元率はいくらでしょうか。100円、1,000円でもいいんですけども。大体いくらの還元率を考えられているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

購入額200円につき1ポイント換算しておりますので、0.5%という換算になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、請願第1号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

請願が出されておりますけれども、本請願ですが、被災者生活再建支援法を初めとした被災者への支援制度を速やかに見直ししていただきたいということでの意見書の提出ということで、国に提出を求められておるわけでありましてけれども、同制度ですが、この制度は自立した被災者ですね、自立した生活再建の開始を支援するために国が設けたもので、現在給付というか支援が行われているかと思うんですね。その経費としては、日常生活用品の購入の経費、それから被災者住宅の解体撤去等の経費、住宅再建のための借入金に対する利息や借家の家賃の経費に充てるということで国が同法に基づいて被災者を支援している制度でありますけれども、今回ここに書いてありますけれども、300万を500万に上げていただきたいということ。それから一部損壊の方に対しても支援策を抜本的に拡充していただきたいという意見書の提出が求められているわけですが、まず初めにこの500万円ということなんですが、この金額を何をもって算出されたかという件と、今回法の改正を求められるわけですが、抜本的な拡充というのはどのようなことを言っているのかが、はっきりわからないので、これについては明確に示していただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今質問があったとおりですね、現行は最大300万円支給されていますが、この請願ではそれを500万円へとということになっています。その根拠というのはですね、まず1つは特にこれは2007年にできたことなんですけど、その後2011年に阪神大震災、その後はまた熊本の震災とかそういったものがあって、特に東北の震災についてはですね、皆さんニュースでも御存知のように、相当の家屋の被災があった中で、人件費や資材の高騰があっているということで、

大体新聞、テレビ報道で言われているのは、16%から20%ですね、高騰しているということ
を言われております。そういった点で、300万円です、家屋をつくっていくというのはな
かなか厳しいという声が被災者から上がっている中で、今国会の中でもこれについて参議院で
すね、野党で共同提案されまして、与党の方々議員も含めて、今、審議されている状況です。そ
ういった点です、ここで500万というのが提案されているということです。

それと抜本的な被災というのはどういうことかという、これも具体的な事はいろいろあるん
ですが、ちょっとここに書いてあるようにですね2007年の制度改正の際にはですね、全会一
致です、当時の自由民主党無所属会、民主党無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主
党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会の共同提案による附帯決議ができています。こ
の附帯決議の中にはですね、やっぱり被災者の住宅再建に対する意欲に十分応えるよう、今後の
実績等を踏まえ、引き続き検討すること。特にこれについてはですね、本法施行後4年をめどと
して対象及び負担のあり方を含め、制度の見直しなどを総合的な検討を加えることという附帯決
議がついていました。これがなかなかですね、4年後にもならなかったということと、その後や
はり先ほど言いましたように、いろいろな震災や大水害とかですね、地滑り災害、そういったも
のが各地で起こっているということで、そこで多くの家屋が崩壊しているという状況があるので、
そこら近所含めてですね、今はやっぱり見直す必要があるんじゃないかということが、言われて
いるので。具体的にですね、どこをどう直すというのではなく、この主旨にあるようにですね、
全ての被災者の住宅建設を支えるため一部損壊も含めた国の支援策を抜本的に拡充するとい
うところでですね、国に求めているということでもあります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第3号から日程第32、議案第31号までの各議案については、
別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日程第33、請願第1号については、総務財政常任委員会に審査を付託いたします。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時37分散会
